

(メール送付)  
元障第 1178 号  
令和 2 年 2 月 28 日

指定障害児通所支援事業所 設置法人代表者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
障がい福祉課長  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する  
放課後等デイサービス事業所等の対応等について

このたび、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に一斉臨時休業が要請されたことを踏まえた放課後等デイサービス事業所等における対応について、別添のとおり厚生労働省から通知がありましたので、お知らせします。

貴事業所の利用者が臨時休業により放課後等デイサービスを利用したい場合には、感染予防対策のうえ、原則として開所していただき、開所時間は可能な限り長時間とするなどご対応をお願いします。

記

(愛媛県の取扱い)

今般の新型コロナウイルスの対応のため、以下のとおりの取扱いとします。

- 利用希望の障がい児が多数となり定員を超過して利用者を受け入れた場合、定員超過利用減算を適用しない取扱いが可能です。
  
- 開所時間を長時間とすることや、新型コロナウイルスの対応や職員の感染等により一時的に人員基準や報酬算定基準による職員の確保ができなくなった場合には、利用する障がい児に適切に支援できる職員を配置することを条件に、人員欠如減算を適用しない取扱いや、各種職員の配置・加配加算の算定要件を満たさなくても加算を算定する取扱いが可能です。
  
- 利用者のニーズを踏まえて一時的に運営規程に定める営業日以外の日に開所する場合や、開所時間を長時間とする場合は、報酬・加算に影響がない場合には変更届の提出を不要とします。  
報酬・加算に影響がある場合、通常は変更の前月 15 日までに体制届を提出する必要がありますが、特例的に速やかに提出することで算定可能とします。

(添付資料)

1. 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（令和2年2月27日厚生労働省事務連絡）  
（参考資料）令和2年2月20日厚生労働省事務連絡  
（参考資料）令和2年2月24日厚生労働省事務連絡
2. 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）（令和2年2月28日厚生労働省事務連絡）  
（参考資料）令和2年2月20日厚生労働省事務連絡（再掲）
3. 新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について  
（令和2年2月25日厚生労働省事務連絡）  
（参考資料）新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日）  
（参考資料）児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日文部科学省事務連絡）

(参考) 愛媛県ホームページ「新型コロナウイルスに係る情報について」

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/singatakoronawirusu/index.html>

愛媛県トップページ > 健康・医療・福祉 > 障がい者福祉 > サービス事業者 >

指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ > 新型コロナウイルスに係る情報等について

愛媛県保健福祉部生きがい推進局 障がい福祉課障がい支援係 菊地 TEL : 089-912-2424 FAX : 089-931-8187
--